子会社である共栄火災海上保険株式会社の保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）

（1）単体ベースのソルベンシー・マージン比率について

1.ソルベンシー・マージン比率

ソルベンシー・マージン比率は、損害保険会社が通常の予測を超えるリスクに対して、どれだけの支払余力（備え）を持っているかを示す重要な指標です。この比率が100%以上あれば、その損害保険会社は必要な備えができているため一定の健全性が確保されていると評価されます。

2026年3月期決算からは、「経済価値ベース」による新しい制度が始まり、将来に関する保険会社の見積りを反映できるような手法で健全性の評価が行われるようになりました。

損害保険会社は、自然災害や市場の急変など、発生頻度は低いものの大きな損失が生じうるリスクに備え、十分な資本を保有しておく必要があります。そうした「通常の予測を超えるリスク」に対して、どれだけ支払余力（=ソルベンシー・マージン）を持っているか表したものがソルベンシー・マージン比率です。

この比率が100%を下回った場合には、早期是正措置により、金融庁長官によって早期に経営の健全性の回復を図るための措置がとられます。

2026年3月期決算から、この比率を資産・負債の経済価値に基づいて評価する制度が導入されました。これにより、帳簿上の数字ではなく、実際の市場価値やリスクを反映した評価が可能になりました。

$$\text{ソルベンシー・マージン比率（\%）} = \frac{\text{適格資本}}{\text{所要資本}} \times 100$$

2.適格資本・所要資本

適格資本とは、保険金の支払いなどに使えると認められた資本のことです。純資産や含み益、借り入れの一種である劣後債などが含まれます。これらは、「すぐに使える」「信頼性が高い」などの観点から段階的に評価されており、最も信頼性の高いものが優先して計算に使われます。

適格資本は、リスク事象発現時に保険金支払等に利用可能な資本であり、その損失吸収能力や利用可能性に応じて2つの階層（Tier）に分類されます。

Tier1適格資本は、継続企業の前提（ゴーイングコンサーン）及び会社清算時の双方において損失吸収可能な資本要素から構成されます。

Tier2適格資本は、会社清算時のみにおいて損失吸収可能な資本要素から構成されます。

所要資本とは、将来起こりうるリスクに備えて、最低限必要とされる資本の量のことです。保険リスク、市場リスク、信用リスクなど、さまざまな要因を想定して計算されます。

3.単体ベース・連結ベースのソルベンシー・マージン比率

ソルベンシー・マージン比率には、単体ベースの比率、連結ベースの比率があります。

単体ベースの比率とは、1つの保険会社の内部の資本・リスクだけを対象にして算出した比率のことです。

連結ベースの比率とは、親会社+子会社等をまとめた「保険グループ全体」の資本とリスクを対象にして算出した比率のことです。

保険会社が子会社や関連会社を持つ場合は、グループ全体の健全性を確認する必要があるため、連結ベースの比率が用いられます。

(2) 保険会社に係る保険金等の支払能力の充実の状況（単体ソルベンシー・マージン比率）

（単位:百万円、%）

区分（単体ベース）		2024年度	2025年度	増減
Tier1適格資本の額（(B)－(C)）	(A)	－	247,510	－
Tier1適格資本に係る基礎項目の額	(B)	－	256,845	－
算入制限のないTier1資本調達手段の額		－	52,500	－
算入制限のあるTier1資本調達手段の額		－	－	－
資本調達手段以外のTier1適格資本の額		－	204,345	－
Tier1適格資本に係る調整項目の額	(C)	－	9,335	－
Tier2適格資本の額（(E)－(F)－(G)）	(D)	－	1,522	－
Tier2適格資本に係る基礎項目の額	(E)	－	1,522	－
Tier2資本調達手段の額		－	－	－
資本調達手段以外のTier2適格資本の額		－	1,522	－
Tier2適格資本に係る調整項目の額	(F)	－	－	－
Tier2適格資本への上限適用による控除の額	(G)	－	－	－
適格資本の額（(A)＋(D)）	①	－	249,033	－
生命保険リスクの額	(a)	－	2,816	－
損害保険リスクの額	(b)	－	28,632	－
巨大災害リスクの額	(c)	－	58,814	－
市場リスクの額	(d)	－	82,724	－
信用リスクの額	(e)	－	5,658	－
オペレーショナル・リスクの額	(f)	－	5,757	－
マネジメント・アクションの効果の上限超過額	(g)	－	－	－
分散効果の額	(h)	－	50,935	－
所要資本の額（税効果考慮前）（(a)＋(b)＋(c)＋(d)＋(e)＋(f)＋(g)－(h)）	(i)	－	133,467	－
所要資本の税効果の額	(j)	－	29,431	－
所要資本の額（税効果考慮後）（(i)－(j)）	②	－	104,035	－
ソルベンシー・マージン比率　(①／②)		－	239.3%	－

(注)「ソルベンシー・マージン比率」とは、保険業法施行規則第86条（健全性の基準に用いる資本金、基金、準備金等）及び第87条（通常の予測を超える危険に対応する額）並びにソルベンシー・マージン比率告示の規定に基づいて算出された比率です。

(3) ソルベンシー・マージン比率並びに適格資本の額及び所要資本の額

（単位:百万円、%）

要約（単体ベース）				
項　目		イ	ロ	ハ
		2024年度	2025年度	増減
適格資本の額	(A)	－	249,033	－
所要資本の額	(B)	－	104,035	－
ソルベンシー・マージン比率（(A)／(B)）		－	239.3%	－

(4)適格資本の額の構成に関する事項

(単位:百万円)

適格資本の額の構成			
項　目		イ	ロ
		2024年度	2025年度
Tier1適格資本の額((B)−(C))	(A)	−	247,510
Tier1適格資本に係る基礎項目の額	(B)	−	256,845
算入制限のないTier1資本調達手段の額		−	52,500
算入制限のあるTier1資本調達手段の額		−	−
資本調達手段以外のTier1適格資本の額		−	204,345
剰余金等の額又は利益剰余金等の額		−	121,456
資本剰余金(Tier2適格資本に算入されるものを除く)の額		−	12,559
その他の包括利益累計額又は評価・換算差額等の額		−	54,702
その他の拠出金等の額		−	−
経済価値ベースの調整額		−	15,626
Tier1適格資本に係る調整項目の額	(C)	−	9,335
無形固定資産(繰延税金負債相殺後)の額		−	6,289
繰延税金資産の額		−	−
前払年金費用又は退職給付に係る資産(繰延税金負債相殺後)の額		−	1,993
他の金融機関等が意図的に保有しているTier1資本調達手段の額		−	−
自己のTier1資本調達手段への投資の額		−	725
不適格再保険資産の額		−	−
処分制約のある資産のうち関連する負債と所要資本を上回る額		−	327
Tier2適格資本の額((E)−(F)−(G))	(D)	−	1,522
Tier2適格資本に係る基礎項目の額	(E)	−	1,522
Tier2資本調達手段の額		−	−
算入制限のあるTier1資本調達手段の制限を超過した額		−	−
払込済みTier2資本調達手段の額		−	−
払込未済のTier2資本調達手段の額		−	−
資本調達手段以外のTier2適格資本の額		−	1,522
Tier2資本調達手段の額に含まれる資本調達手段を発行した結果生じた資本剰余金の額		−	−
処分制約のある資産のうちTier1適格資本から控除される額		−	327
Tier2バスケット(上限適用後)の額		−	1,195
Tier2適格資本に係る調整項目の額	(F)	−	−
他の金融機関等が意図的に保有しているTier2資本調達手段の額		−	−
自己のTier2資本調達手段への投資の額		−	−
Tier2適格資本への上限適用による控除の額	(G)	−	−
適格資本の額((A)+(D))		−	249,033

(5)所要資本の額の構成に関する事項

(単位:百万円)

所要資本の額の構成(単体ベース)			
項　目		イ	ロ
		2024年度	2025年度
生命保険リスクの額	(A)	－	2,816
損害保険リスクの額	(B)	－	28,632
賠償責任保険類似の商品に係るリスクの額		－	7,131
自動車保険類似の商品に係るリスクの額		－	9,849
財物保険類似の商品に係るリスクの額		－	13,673
その他保険に係るリスクの額		－	5,104
巨大災害リスクの額	(C)	－	58,814
巨大自然災害リスクの額		－	55,833
日本における地震に係るリスクの額		－	3,764
日本における風水災に係るリスクの額		－	55,157
日本における雪災に係るリスクの額		－	8,507
外国における巨大自然災害リスクの額		－	－
その他の額		－	－
その他の巨大災害に係るリスクの額		－	18,485
マネジメント・アクションの効果の額		－	－
市場リスクの額	(D)	－	82,724
金利リスクの額		－	4,612
スプレッドリスクの額		－	2,284
株式リスクの額		－	62,220
不動産リスクの額		－	14,918
為替リスクの額		－	20,885
資産集中リスクの額		－	7,100
マネジメント・アクションの効果の額		－	－
信用リスクの額	(E)	－	5,658
オペレーショナル・リスクの額	(F)	－	5,757
マネジメント・アクションの効果の上限超過額	(G)	－	－
分散効果の額	(H)	－	50,935
所要資本の額(税効果考慮前)((A)＋(B)＋(C)＋(D)＋(E)＋(F)＋(G)－(H))	(I)	－	133,467
所要資本の税効果の額	(J)	－	29,431
所要資本の額(税効果考慮後)((I)－(J))		－	104,035

(注)1.所要資本を構成する各リスクの額は、それぞれの内訳として掲記している額を、分散効果を考慮した所定の相関係数を用いて統合して算出していること等から、内訳として掲記している額の単純和とは一致しておりません。
2.生命保険リスクの額に重要性が乏しいことから、その内訳の記載を省略しております。

(6)経済価値ベースのバランスシートに関する事項(単体ベース)

2025年度末

(単位:百万円)

経済価値ベースのバランスシート(単体ベース)				
科　目	イ	ロ	ハ	ニ
	財務会計ベースの額	組替えの額	評価替えの額	経済価値ベースの額(イ+ロ+ハ)
資産の部				
総資産	579,473	23,295	△15,209	587,560
現金及び預貯金	42,512	–	–	42,512
コールローン	–	–	–	–
買現先勘定	–	–	–	–
債券貸借取引支払保証金	–	–	–	–
買入金銭債権	–	–	–	–
商品有価証券	–	–	–	–
金銭の信託	–	–	–	–
有価証券	428,615	△7,085	12,727	434,258
国債	97,872	–	–	97,872
地方債	6,788	–	–	6,788
社債	94,414	–	–	94,414
株式	134,257	3,676	12,727	150,662
外国証券	81,305	–	–	81,305
その他の証券	13,976	△10,761	–	3,215
貸付金	381	–	0	381
有形固定資産	42,787	7,175	12,000	61,963
土地	26,508	4,934	12,000	43,443
建物	13,496	2,240	–	15,736
リース資産	–	–	–	–
建設仮勘定	510	–	–	510
その他の有形固定資産	2,272	–	–	2,272
無形固定資産	6,379	△90	–	6,289
ソフトウェア	1,994	–	–	1,994
のれん	–	–	–	–
リース資産	–	–	–	–
その他の無形固定資産	4,385	△90	–	4,295
前払年金費用	3,443	–	△1,450	1,993
繰延税金資産	17,917	–	△17,917	–
再評価に係る繰延税金資産	–	–		–
貸倒引当金	△57	–	–	△57
投資損失引当金	–	–	–	–
その他資産	37,494	–	–	37,494
特別勘定等の資産	–	–	–	–
再保険回収額		23,295	△20,569	2,725

(単位:百万円)

経済価値ベースのバランスシート(単体ベース)

科目	イ 財務会計ベースの額	ロ 組替えの額	ハ 評価替えの額	ニ 経済価値ベースの額(イ+ロ+ハ)
負債の部				
総負債	427,628	△65,352	△30,835	331,440
保険負債(保険契約準備金)合計	388,409	△105,798	△55,091	227,519
資産ポートフォリオによって複製可能な保険負債				−
現在推計の額(保険契約準備金のうち、規制上の準備金に属するもの以外)	305,580			221,337
現在推計を超えるマージン(MOCE)の額				6,181
規制上の準備金に属するもの(危険準備金等)	82,828	△82,828	−	−
非保険負債合計	39,219	40,446	24,255	103,921
その他の規制上の準備金(保険負債に含まれるものを除く)	−	−	−	−
その他の準備金	−	46,265	−	46,265
短期社債	−	−	−	−
社債	−	−	−	−
新株予約権付社債	−	−	−	−
退職給付引当金	6,069	−	674	6,744
役員退職慰労引当金	187	−	−	187
その他の引当金	−	−	−	−
価格変動準備金	5,819	△5,819	−	−
金融商品取引責任準備金	−	−	−	−
繰延税金負債	−	2,667	23,581	26,248
再評価に係る繰延税金負債	2,667	△2,667		−
未払法人税等	619	−	−	619
その他負債	23,855	−	−	23,855
純資産の部				
純資産	151,845	88,648	−	256,119
株主資本合計	97,142	88,648	−	185,790
資本金	52,500	−	−	52,500
資本剰余金	12,559	−	−	12,559
利益剰余金	32,808	−	−	32,808
規制上の準備金		88,648	−	88,648
(−)自己株式	725	−	−	725
自己株式申込証拠金	−	−	−	−
その他の包括利益累計額合計(評価・換算差額等合計)	54,702	−	−	54,702
その他有価証券評価差額金	58,762	−	−	58,762
繰延ヘッジ損益	−	−	−	−
土地再評価差額金	△4,059	−	−	△4,059
為替換算調整勘定	−	−	−	−
退職給付に係る調整累計額	−	−	−	−
株式引受権	−	−	−	−
新株予約権	−	−	−	−
その他	−	−	−	−
経済価値ベースの調整額				15,626

1. 根拠法令

経済価値ベースのバランスシートは、保険業法施行規則第59条の2第1項第5号ニの定めにより、令和7年金融庁告示第74号及び令和7年金融庁告示第75号に準拠して作成しております。

2. 継続企業の前提に関する事項

該当事項はありません。

3.経済価値ベースのバランスシートの作成方針

(1)資産の評価方法(プロポーショナリティ原則の適用、マネジメント・アクションの考慮及びエキスパート・ジャッジメントの適用に係る事項を含む。)

① 当社における主な資産の評価方法は以下のとおりです。

ア.資産の部に計上される金融商品等

金融商品等の額について、財務会計上時価評価されていないその他有価証券、子会社株式及び関連会社株式についても原則時価に評価替えをしております。

なお、組替え対象とした投資信託等については可能な範囲で保有エクスポージャーの裏付けとなる個々の資産及び取引に基づき計上(以下、「ルックスルー・アプローチ」といいます)した上で時価に評価替えをしております。

また、非上場株式については純資産価格方式により時価評価を行っております。そのうち特に重要性が高いものについては、純資産価格方式と類似会社比較方式を併用しております。

イ.再保険を付した保険契約の再保険回収額

火災種目の自然災害に対する再保険回収額は、損害率の算出に用いている機構モデルのリスクカーブにより、再保険ELC等を考慮した上で算出しております。

また、火災種目の自然災害以外に対する再保険回収額及び火災種目以外の損害に対する再保険回収額については、発生保険金に対する再保険回収額の実績により算出しております。

なお、再保険回収不能額については、プロポーショナリティ原則を適用し算出しておりません。

プロポーショナリティ原則の適用に際しては、格付毎の再保険キャッシュフロー作成や再保険ELC等の反映が難しく、決算の資産査定業務における出再先のデフォルト実態等のモニタリングにより、デフォルト率が小さく、ESRへの影響が僅少である点を踏まえております。

ウ.繰延税金資産

繰延税金資産は、財務会計上の繰延税金資産の額に、経済価値評価への調整から生じる繰延税金資産の額を加減算しております。

② 当社は、上記のほか資産の評価において、以下のプロポーショナリティ原則を適用しております。

ア.基準日以降に支払期日が到来する初回保険料に係る未収保険料について、現在推計の基礎となる将来入金保険料データが計上ベースで作成されている等により、キャッシュベースでのデータ作成は困難であり、ESRへの影響が僅少であることから、資産の増加要素として認識するようプロポーショナリティ原則を適用しております。

イ.REIT及びREIT投信、匿名組合について、原則的な取扱いは個別銘柄ごとの資産構成比率に応じた組替えであるものの、計算結果に対する重要性等を踏まえ、プロポーショナリティ原則を適用し、簡便的に保有している土地・建物の構成比率に応じた組替えとしております。

③ 当社は、資産の評価において考慮したマネジメント・アクションはありません。

④ 当社は、上記のほか資産の評価において、エキスパート・ジャッジメントを適用しておりません。

(2)負債の評価方法(プロポーショナリティ原則の適用、マネジメント・アクションの考慮及びエキスパート・ジャッジメントの適用に係る事項を含む。)

① 当社において、負債の評価方法は主に以下のとおりです。

ア.経済価値ベースの保険負債

基準日に認識した保険契約に係る将来キャッシュ・フローを見積り、所定の割引率で割り引くことにより現在推計を計測し、さらに当該現在推計に内在する不確実性を考慮したマージンの額(以下、「MOCE」といいます)を上乗せして保険負債を評価します。具体的には次のとおりです。

(ア).認識

当社は、基準日時点において、契約の当事者となっている全ての保険契約を、当該保険契約に伴う全ての義務が消滅するまで認識しております。

(イ).将来キャッシュ・フローの見積り

a.契約の境界線

現在推計の計測に含まれる将来のキャッシュ・フローを定義する契約の境界線は、保険契約上の権利及び義務に基づき判断しております。

b.将来キャッシュ・フローの見積りに含まれる前提

将来キャッシュ・フローは損害保険契約等の未経過責任、生命保険契約等の未経過責任、既経過責任で構成されております。

損害保険契約等の未経過責任に係る現在推計については、未経過将来キャッシュ・フローを見積もる際に用いる損害率、解約率、事業費率等の前提は、原則として商品の種類別に設定し、直近の実績及び保険契約者の特性を反映しております。

生命保険契約等の未経過責任に係る現在推計については、将来キャッシュ・フローを見積もる際に用いる死亡率、解約率、事業費率等の前提は、直近の実績及び保険契約の特性を反映しております。

既経過責任に係る現在推計については、将来キャッシュ・フローを見積もる際に用いるチェーン・ラダー法における展開係数の前提は、原則として商品の種類別に設定し、直近の実績及び保険契約の特性を反映しております。

損害率の前提は、原則として保険商品の種類別に直近の実績等をもとに設定しております。

死亡率の前提は、原則として保険商品の種類別に直近の実績等をもとに設定しております。

解約率の前提は、原則として保険商品の種類別に直近の実績等をもとに設定しております。

事業費率は、原則として保険商品の種類別に直近の経費水準に基づいて将来における経費の見積りを行っております。なお、将来の経費の見積りの際は、インフレーションの調整を行っております。

支払備金（現在推計のうち既経過責任に係るもの）については、過去の保険金支払実績等に基づき見積りを行っております。また、IBNRにおいて簡便的算定手法を採用している種目については、支払備金が翌年度に全額支払われる前提としております。IBNRにおいて統計的算定手法を採用している種目については、統計的手法により将来キャッシュ・フローの見積りを行っております。なお、将来キャッシュ・フローの見積りの際は、インフレーションの調整を行っております。

それぞれの前提条件の設定において用いる実績は定期的にモニタリングしており、その結果は現在推計の測定に反映しております。

契約者配当や動的解約については、これまでの運用実績、イールドカーブ及び保有契約の情報を基にシナリオを複数用意して確率的に算出する必要があるため、事務負荷が膨大でありますが、過去に影響を算出した際に使用したシナリオを用いて、現在の保有契約の状況に基づきESRへの影響値を算出したところ、ESRへの影響が僅少であったため、プロポーショナリティ原則を適用し、簡便的に契約者配当や動的解約の調整を行わないこととしております。

c. 割引率

割引率はリスクフリー・レートのイールド・カーブに当社が引き受けた保険契約の集合（「保険契約ポートフォリオ」といいます）ごとの調整後スプレッドを加算して算出しております。

当社が担保するリスクには一部海外のリスクも含まれますが、その大部分は国内リスクであるため、プロポーショナリティ原則を適用し一般バケットのみを使用しております。

海外のリスクを担保する契約について、割引率を分けて個別に算出する負荷が大きい一方、対象となる契約が少なく、ESRへの影響が僅少であるため、プロポーショナリティ原則を適用しております。

リスクフリー・レートのイールド・カーブは、主に流動的な金利スワップ又は国債から得られる市場金利に基づき設定しております。

一般バケットの主要な年限ごとの割引率は以下のとおりです。

通貨	適用バケット	5年	10年	15年	20年
円	一般バケット	1.88%	2.48%	3.01%	3.57%

d. MOCE

MOCEはランオフパターンを用いて算出した将来の推計所要資本の割引現在価値に資本コスト率を乗じて計算しております。

イ. 負債の部に計上される金融商品等

該当事項はありません。

② 当社は、上記のほか負債の評価において、以下のプロポーショナリティ原則を適用しております。

ア. 受再契約の解約について、受再契約について使用できるデータが限定的であり、作成上の負荷が高いと想定されます。また、受再の現在推計（未経過）の値が小さく、解約失効率の反映有無によるESRへの影響が僅少であるため、受再契約について解約を考慮しないようプロポーショナリティ原則を適用しております。

イ. 料率改定の反映について、全ての種目について料率改定の詳細を把握し、計算に反映させる負荷が高いと想定されます。また、料率改定の影響の有無によるESRへの影響が僅少であるため、影響度が大きい種目以外は、料率改定率の影響を加味しないようプロポーショナリティ原則を適用しております。

ウ. 長期一括払契約について、新契約費の調整を行う場合、事務負荷が高く手法が煩雑と想定されますが、当該調整の有無によるESRへの影響が僅少であるため、プロポーショナリティ原則を適用し、簡便的に新契約費の調整を行わないこととしております。

③ 当社は、負債の評価において考慮したマネジメント・アクションはありません。

④ 当社は、負債の評価において、最新かつ信頼できる情報及び現実的な仮定に基づくものとし、保守的又は楽観的な偏りのないものと判断しておりますが、将来キャッシュ・フローの見積りに含まれる損害率及び契約者行動に関する前提の一部についてはエキスパート・ジャッジメントを適用しております。

(3) 経済価値ベースのバランスシートの作成方針の変更の内容及び理由

本年度が初年度のため、該当事項はありません。

4.経済価値ベースのバランスシートの表示方法の変更に関する事項

本年度が初年度のため、該当事項はありません。

5.経済価値ベースのバランスシートの作成に関する会計上の見積りに関する事項

(1)経済価値ベースの保険負債

① 当事業年度の経済価値ベースのバランスシートに計上した金額227,519百万円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

ア.当事業年度の経済価値ベースのバランスシートに計上した金額の算出方法

注記3.(2)①負債の評価方法に記載のとおりです。

イ.当事業年度の経済価値ベースのバランスシートに計上した金額の主要な前提及び翌事業年度の経済価値ベースのバランスシートに与える影響

経済価値ベースの保険負債には、次の主要な前提の変動により、翌事業年度において現在推計及びMOCEが著しく変動する可能性があります。これらの前提に関する情報は注記3.(2)①負債の評価方法に記載のとおりです。

(ア).損害率、解約・失効率等の保険契約者の行動、事業費に関する将来キャッシュ・フローを見積もる際に用いる前提

(イ).割引率に関する前提

(2)会計上の見積りの変更

本年度が初年度のため、該当事項はありません。

6.特別勘定等の資産

「特別勘定等の資産」の科目に計上すべき金額(保険業法第118条第1項に規定する特別勘定その他これに類するものに区分される資産の額)はありません。

7.重要な後発事象

当社は、会社法第199条第1項の規定に基づき、2026年9月24日開催の取締役会において、第三者割当により自己株式を処分することを決議いたしました。

(1)処分の目的及び理由

割当予定先とのより一層の強固で長期的なパートナーシップを構築し、割当予定先との連携強化による事業の持続的な成長、顧客との関係のさらなる強化及び安定的な事業基盤の構築を図ることを目的として本第三者割当による自己株式処分を行うことを決議いたしました。

(2)本自己株式処分の概要

① 処分する株式の種類

普通株式

② 処分する株式の総数

1,215株

③ 1株当たりの処分価額

280,000円

④ 株式の処分価額の総額

340,200,000円

⑤ 処分方法

第三者割当による処分

⑥ 処分予定先

全国共済水産業協同組合連合会

⑦ 処分期日

2026年10月30日

(7)外国証券の種類別差異調整に関する事項

2025年度末

(単位:百万円)

外国証券の種類別差異調整(単体ベース)				
項 目	イ	ロ	ハ	ニ
	財務会計ベースの額	組替えの額	評価替えの額	経済価値ベースの額(イ+ロ+ハ)
外国証券	81,305	−	−	81,305
国債	5,922	−	−	5,922
地方債	19,927	−	−	19,927
社債	23,695	−	−	23,695
株式	−	−	−	−
その他	31,759	−	−	31,759

(注)本様式に記載した額は特別勘定等に属するものの額を含んでおりません。

(8) 保険負債の商品別差異調整に関する事項

2025年度末

(単位:百万円)

保険負債の商品別差異調整(単体ベース)						
項　目	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
	財務会計ベースの額	再保険のグロスアップ	非経済前提の更新	経済前提の更新	その他	経済価値ベースの額(MOCEの額を除く)
保険負債	305,580	23,295	△32,648	△28,624	△46,265	221,337
生命保険契約等	41,723	－	10,825	△17,871	－	34,677
個人保険	13,602	－	6,208	△11,249	－	8,561
個人年金	24,591	－	4,598	△6,309	－	22,880
団体保険	－	－	－	－	－	－
団体年金	－	－	－	－	－	－
上記以外	3,530	－	17	△312	－	3,235
損害保険契約等	263,856	23,295	△43,474	△10,752	△46,265	186,659
未経過責任に係る保険負債	188,848	15,208	△48,380	△9,157	△42,174	104,344
財物保険類似	98,434	14,397	△22,551	△8,120	－	82,160
自動車保険類似	64,567	173	△12,738	△474	△42,174	9,354
賠償責任保険類似	12,005	71	△5,010	△339	－	6,727
不動産ローン保証保険	－	－	－	－	－	－
信用保険	1,182	317	△1,307	△2	－	190
その他保険	12,657	247	△6,773	△220	－	5,911
既経過責任に係る保険負債	75,008	8,087	4,906	△1,595	△4,091	82,315
財物保険類似	15,894	7,315	561	△142	－	23,628
自動車保険類似	31,282	314	2,223	△648	△4,091	29,081
賠償責任保険類似	15,712	44	1,185	△478	－	16,463
不動産ローン保証保険	－	－	－	－	－	－
信用保険	211	17	2	△1	－	230
その他保険	11,907	396	931	△324	－	12,911
再保険回収額	－	23,295	△20,532	△37	－	2,725
生命保険契約等	－	－	－	－	－	－
損害保険契約等	－	23,295	△20,532	△37	－	2,725
未経過責任に係る保険負債	－	15,208	△20,532	26	－	△5,297
財物保険類似	－	14,397	△18,754	26	－	△4,330
自動車保険類似	－	173	△337	△0	－	△163
賠償責任保険類似	－	71	△318	0	－	△246
不動産ローン保証保険	－	－	－	－	－	－
信用保険	－	317	△484	1	－	△165
その他保険	－	247	△637	△1	－	△391
既経過責任に係る保険負債	－	8,087	－	△63	－	8,023
財物保険類似	－	7,315	－	△43	－	7,271
自動車保険類似	－	314	－	△7	－	306
賠償責任保険類似	－	44	－	△1	－	43
不動産ローン保証保険	－	－	－	－	－	－
信用保険	－	17	－	△0	－	17
その他保険	－	396	－	△11	－	385

(注)生命保険契約等に係る再保険回収額に重要性が乏しいことから、生命保険契約等の内訳である各項の記載を省略しております。

(9)ソルベンシー・マージン比率並びに適格資本の額及び所要資本の額の感応度分析に関する事項

2025年度末

(単位:%、百万円)

感応度分析(単体ベース)					
項　目	イ	ロ	ハ	ニ	ホ
	当期末の数値	円金利50ベーシス・ポイント上昇	円金利50ベーシス・ポイント下降	株式・不動産10%下落	為替10%円高
ソルベンシー・マージン比率	239.3%	△2.2%	2.3%	△18.9%	△6.3%
適格資本の額	249,033	△1,118	1,229	△17,359	△4,921
総資産	587,560	△5,485	5,900	△24,110	△6,835
保険負債の額(MOCEを除く)	221,337	△3,785	4,022	−	−
現在推計を超えるマージン(MOCE)の額	6,181	△149	172	−	−
非保険負債の額	103,921	△432	475	△6,750	△1,914
純資産の額	256,119	△1,118	1,229	△17,359	△4,921
所要資本の額	104,035	495	△489	1,066	690
生命保険リスクの額	2,816	△63	99	−	−
市場リスクの額	82,724	153	△132	△6,873	△1,438

(注)シナリオ「米ドル金利50ベーシス・ポイント上昇」「米ドル金利50ベーシス・ポイント下降」「円金利UFR50ベーシス・ポイント下降」につきましては、ソルベンシー・マージン比率の差の絶対値が1%未満であるため、記載を省略しております。

(10)ソルベンシー・マージン比率の計算(単体ベース)に用いられた前提及び手法に関する事項

2025年度末

1.子会社株式に係る特例手法の適用

子会社に係る特例手法は適用しておりません。

2.現在推計の額の計算に係る前提及び手法

(1)割引率

割引率はリスクフリー・レートのイールド・カーブに当社が引き受けた保険契約の集合(「保険契約ポートフォリオ」といいます)ごとの調整後スプレッドを加算して算出しております。

当社が担保するリスクには一部海外のリスクも含まれますが、その大部分は国内リスクであるため、プロポーショナリティ原則を適用し一般バケットのみを使用しております。

海外のリスクを担保する契約について、簡略化せず、バケットを分けて個別に割引率を適用する等の計算手法が考えられますが、割引率を分けて個別に算出する負荷が大きい一方、対象となる契約が少なく、ESRへの影響が僅少であるため、プロポーショナリティ原則を適用しております。

リスクフリー・レートのイールド・カーブは、主に流動的な金利スワップ又は国債から得られる市場金利に基づき設定しております。

一般バケットの主要な年限ごとの割引率は以下のとおりです。

通貨	適用バケット	5年	10年	15年	20年
円	一般バケット	1.88%	2.48%	3.01%	3.57%

(2)保険契約に係る将来キャッシュ・フローの計算において考慮した非経済前提の設定方法

将来キャッシュ・フローは損害保険契約等の未経過責任、生命保険契約等の未経過責任、既経過責任で構成されております。

損害保険契約等の未経過責任に係る現在推計については、未経過将来キャッシュ・フローを見積もる際に用いる損害率、解約率、事業費率等の前提は、原則として商品の種類別に設定し、直近の実績及び保険契約者の特性を反映しております。

生命保険契約等の未経過責任に係る現在推計については、将来キャッシュ・フローを見積もる際に用いる死亡率、解約率、事業費率等の前提は、直近の実績及び保険契約の特性を反映しております。

既経過責任に係る現在推計については、将来キャッシュ・フローを見積もる際に用いるチェーン・ラダー法における展開係数の前提は、原則として商品の種類別に設定し、直近の実績及び保険契約の特性を反映しております。

損害率の前提は、原則として保険商品の種類別に直近の実績等をもとに設定しております。

死亡率の前提は、原則として保険商品の種類別に直近の実績等をもとに設定しております。

解約率の前提は、原則として保険商品の種類別に直近の実績等をもとに設定しております。

事業費率は、原則として保険商品の種類別に直近の経費水準に基づいて将来における経費の見積りを行っております。なお、将来の経費の見積りの際は、インフレーションの調整を行っております。

支払備金（現在推計のうち既経過責任に係るもの）については、過去の保険金支払実績等に基づき見積りを行っております。また、IBNRにおいて簡便的算定手法を採用している種目については、支払備金が翌年度に全額支払われる前提としております。IBNRにおいて統計的算定手法を採用している種目については、統計的手法により将来キャッシュ・フローの見積りを行っております。なお、将来キャッシュ・フローの見積りの際は、インフレーションの調整を行っております。

それぞれの前提条件の設定において用いる実績は定期的にモニタリングしており、その結果は現在推計の測定に反映しております。

契約者配当については、プロポーショナリティ原則を適用し、考慮しない整理としております。

(3)保険契約に係る将来キャッシュ・フローに反映した保証とオプションの内容及びそれらの評価方法

契約者配当や動的解約については、プロポーショナリティ原則を適用し、考慮しない整理としております。簡略化せず、これまでの運用実績、イールドカーブ及び保有契約の情報を基に配当額を推計する等の計算手法が考えられますが、シナリオを複数用意して確率的に算出する必要があるため、負荷が膨大であり、過去に作成したシナリオを基に、現在の保有契約に鑑み、ESRへの影響値を算出したところESRへの影響が僅少であったため、プロポーショナリティ原則を適用しております。

3.所要資本の額の計算に係る前提及び手法

(1)マネジメント・アクション

所要資本の計算において、考慮したマネジメント・アクションはありません。

(2)リスク削減手法

所要資本の額の計算において、リスク削減手法として以下を反映しております。

① 損害保険リスク及び巨大災害リスクの額の計算において、元受契約の出再によるリスク削減効果をリスク削減手法として反映しております。

② 信用リスクの額の計算において、政府保証銘柄を適格担保とするリスク削減効果をリスク削減手法として反映しております。

(3)生命保険リスクの額の計算における会社固有のストレス係数手法の適用

生命保険リスクの額の計算における会社固有のストレス係数手法は適用しておりません。

(4)損害保険リスクの額の計算における会社固有のストレス係数手法の適用

損害保険リスクの額の計算における会社固有のストレス係数手法は適用しておりません。

(5)内部モデル手法の適用

巨大自然災害リスクの額の計算において、内部モデル手法は適用しておりません。

(6)内部割引率手法の適用

金利リスクの額の計算にあたり、金利リスクに係る内部割引率手法は適用しておりません。

4.ソルベンシー・マージン比率の計算に用いられたその他の重要な前提及び手法

該当事項はありません。

5.ソルベンシー・マージン比率の計算に用いられた前提及び手法に関する重要な変更

本年度が初年度のため、該当事項はありません。

(11)ソルベンシー・マージン比率の算出及び検証に係る手続並びに体制の概要

ソルベンシー・マージン比率の算出に関する責任部署を定めるとともに、収益部門、収益管理部門及び商品開発部門等の業務部門(以下、「業務部門」)から独立したソルベンシー・マージン比率の算出全体の検証責任者及びソルベンシー・マージン比率の算出に用いられる保険負債の検証責任者(以下、「検証責任者」)を選任しております。

検証責任者の選任は、選任のためのルール及びプロセスに関する社内規程等に基づいております。検証責任者の選任に当たっては、ソルベンシー・マージン比率の計算に関する検証や経営陣への必要な提言を行うに足るリスク管理又は保険数理に関する十分な知識・経験を有する等の適格性、業務部門からの独立性等を勘案しております。

また、取締役会等へ直接報告できる権限等、検証責任者の権限・責任・独立性等についても取締役会にて承認を得て、社内規程等に定めております。

取締役会は、検証責任者による検証結果について、報告を受けております。